

日程第4 一般質問

○議長（武石善治） 日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。3番 長井直人君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） それでは始めさせていただきます。

小林村政がスタートして、まもなく2年、任期の半分が過ぎようとしております。今定例会で議案となる村長ご自身の2度目の予算組みは、村長の目指す村づくりが実感できる充実したものであることを期待したいと思っております。しかしながら、執行側である行政自体に統一された意思疎通がなされていないと感じているのは私だけでしょうか。

職員との対話や交流も大事にしながら、役場職員が一丸となって、我々村民をリードしていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

先ず始めに、村の時報として使われているチャイム、鐘の音についてであります。本来であれば、わざわざ一般質問としてとりあげるまでもない題材ではありますが、初年度から幾度となくこのことに触れ、正式な回答が得られないまま現時点に至っているため、あえて質問させていただきます。

人間というものは、良きにつけあしきにつけ非常に順応性の高い生き物であります。それを示すがごとく、多くの村民は現在の時報の音に慣れてきており、以前ほど声を大にして反発する人はいなくなりました。半ばあきらめもあると思いますが、ではなぜ私がわざわざ一般質問として取り上げたのか。それは小中学生の大多数が反対しているからであります。まだ記憶に新しいとは思いますが、8月に行った子どもサミットで、村長ご自身も見聞きしているはずであります。覚えていらっしゃるでしょうか。

村民の中にも、半ばあきらめかけてはいますが、変えてほしいと思っている方は多いと思います。

そこでお答え願います。昨年度、私の質問の中で、この件について触れた時、村長ご自身がどう答弁したか、覚えていらっしゃるでしょうか。お答え願います。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただ今のご質問についてお答え申し上げます。

19年の9月号の広報に掲載いたしました内容につきましては、長井議員、良くご存知のことと思います。チャイムの変更についての根拠をここに書き出したわけでございます。現在のチャイムがイギリスのウエストミンスター寺院の鐘の音で、我が国の圧倒的多数の大学でこれが行われているということと、高

校においても相当数これが行われているという事実、それだけではなく、お隣りの阿仁合の時報もこれが行われているということでございます。これが客観的状況でございます。

チャイムというのは、二つの可能性がございます。時刻を皆に知らせるということ、そして時刻を知らせながら、聴いた人にある種のメッセージを出すということでもあります。メッセージを出す意味合いは何かということでもあります。今、長井議員もおっしゃったように、人間というのは環境の動物であって、だんだんと慣れてくるとおっしゃいました。だから長井議員は、すぐに変えろという第1回目の質問の時に、もとにもどせとおっしゃいました。それは相当に環境の動物であったということの証左でございます。

客観的にみればそういうことではございますが、前の方に戻すことに関しまして、なぜ私は、この「椰子の実」ということに対して、これを廃止したかという背景については、このチャイムの変更についてのところでご説明申し上げたとおりでございます。故郷を思う心、それは大いに結構でございます。これを実際のヒントを与えたのは、有名な民族学者である柳田邦男氏であって、その友人であった島崎藤村が、柳田邦男の話しを聞いて、自分が行ったことのないイメージを出しながら、これについての「椰子の実」を作成して、そして、昭和11年に、これに対して作曲をしたということで、NHKの国民歌になって非常に広まったという背景がございます。

しかし、そういう状況から、山間地、「椰子の実」と山間地との直接の関連性というのは必ずしもないし、非常に哀愁を含んだ内容であって、これから元気でやろうという村にふさわしくないのではないかという感じをもったので、私の職権で一時変えたという状況でございます。まあ、これをやるにあたって、皆さん、全ての人にアンケートをとってやるのも1つの方法ではございます。しかし、時報をやるべきか、やらざるべきかという問題を含めて、やるからにはどういう形でやるべきかということに関して、やはり最終的には執行部の責任でやっているわけでございます。

私自身、ちょっとした無差別の提出をしてアンケートを総務課に取らせてみましたら、20人で、無差別で電話で行いまして確認したことを申し上げますと、20名のうち16名の回答があって、そのうち13名が、今の状況で十分であるということと、3名は、やはりもとへ戻してもらいたいと、そういう状況でございます。

児童の圧倒的多数がもとへ戻したいという話しでありましたけれども、これは私にとって初耳でございました。検討するということは、再三、長井議員の質問に対してお答えしたわけでございますけれども、大体そこいらへんのところでいいのではないかと、私自身は感じている次第でございます。

以上。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 誤解されては困るので、再度申し上げますが、小中学生はもとへ戻して欲しいとは言ってはおりません。村長も現場にいらっしゃいましたので、あえてそこまではご説明しなかったわけですが、チャイムを変えてほしいという代表者の意見に対して、では子ども達はどう思っているのかというところで、参加している5年生から中学校3年生までの子どもに挙手を求めた結果が、ほとんど、大多数の子ども達が手を上げて、現在のチャイム、鐘の音を変えて欲しいというふうに訴えた事実を申し上げたわけではありますが。

また、私の最後の質問に対して十分なお答えがないように感じたのは私だけでしょうか。というのも、まず以前に説明申し上げたとおりというようなお答えではありますが、結果として、「椰子の実」が適切ではないというところだけでは触れてはありますが、それ以外の事柄に関しましては多分忘れていらっしゃるのではないのかなというふうにとられます。

さすが議員の一般質問を、あんなものはすぐに忘れると言い放つだけのことではあるのではないのかなというふうに、再度感じました。実に不謹慎であるというふうに感じております。この言葉自体もそうですが、やはり意見や要望に対して、答えようとする誠意が感じられないのではないのかな。議会は、当局の意見に対して、イエス、ノウを出すためだけに言うわけではないということを、あえて言わせていただきたいと思います。

私のチャイムを変えていただきたいという意見に対して、前の曲は、先ほどもおっしゃられたとおり、我が村にふさわしくないと、現在、村に合う曲を探しているところだというふうに答えられました。現在の鐘の音は、時報としてよく国内外で使用されている鐘の音であるから現在使っているということで、これもまたさきほどおっしゃられたとおり、このように答弁されております。ではなぜあえて言うのか、先ほどもおっしゃられたとおり、19年の9月に広報で募集をかけております。しかしながら、その募集に対する答えまたは村長の答弁に対する答えが、いまだにどこにも出てきていないですね。村に合う曲を探すのに2年もかかるのでしょうか。そんなに難しい作業でしょうか。事実時報として知られている曲だって、そう何曲もあるわけではないと思います。新たにつくるのであれば別であります。そういった中から選別するだけでもそうそう時間がかからないのではないのかなと。広報でも募集しておきながら、それにも答えず、1年半も答えを投げっぱなしというのは、やはり誠意がないとしか言いようがないのではないのか。

変えて欲しいという要望があることに対して、明確な回答が今現在でもなされていない。再度申し上げます。現在の時報を即急に変えていただくか、その

質問に対する明確な答えを村民に示し理解を求めて現状の時報でそのまま継続するか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 19年9月の広報に書いてございますが、村民の皆様に見聞した後最終決定をしたいと、こういうこと自体は変えておりません。それでは、どういう意見の聞き方があるかという、これはいろいろございます。私個人も、この書いた後の意見をいろいろな方に、個人的に聞いております。しかし、私が聞いたから私に聞くによさそうな答えが返ってくる危険性がございますので、それはそれ自体として一つの参考にはするつもりでございます。そのほかにいろいろ提案箱というのがございます。ちゃんとした意見があれば、その提案箱に出すことも、匿名でもあるいは名前を入れて出すことも可能であります。

長井議員は、反対がものすごく多いような主張をされますけれども、私の調べた限りでは必ずしもそうではない。それならば反対の根拠を申し上げて、私どもに、皆様の前にお話しただければと思います。

しかし、こういう問題点というのは、私自身も東京の杉並区で夕方には夕焼け小焼けが出てきましたけれども、それも今はもう止めて時報はやらなくなりました。だから地域によって、時報が維持されたり維持されなかったり、この地域は、時報は必要ではなかろうかと考えております。非常に疑問ももっておりますけれども、時報はいろいろ田畑に出て6時のあれをやるということ。朝に関しては必要不可欠なのではないかと、そうは考えておりますけれども、いわば夜と昼が反対になって仕事をしている人もございますので、その時に、寝つきになった時にがんとやられるとも、また、これに文句を言って頭にくるという人もいます。しかし、長い間続いていることですから、まあ、いいかという部分もないわけではございません。だから、実際問題として時報を続けるべきか、続けざるべきかということに関しては、私の予測ですが、また調べた限りでは、やはり時報を維持した方がいいというのがやはり多数ではあるのではないかと、私の調べた限りではそうであります。

最新の調べたところで、20名に無差別に総務課で連絡した部分において明確な答えがかえってきたのは16名で、そのうちの13名がこの曲でいいという答えが出てまいりまして、また、それと反対に前の方がいい感じだということで、前の方がいいというのは3名ぐらいございました。そういう状況でありますので、それをどうするかという感じでありますけれども、では、長井議員の言うとおりの全部もとへ戻した方がいいのかどうなのか。これも1つの問題ですが、私の責任で、現在、当面はこれを踏襲してまいりたいと、いままでどおりやっ

ていきたいという結論でございます。

以上。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） どうも再三誤解されているようでありますが、私はもとへ戻せとは一言も言っておりません。どうもその辺が、誤解があるわけですが、確かに、今おっしゃったとおり村長がそのような形でいきたいというのであれば、再三言っておりますが、村で、広報で募集をし村長が答弁の中で今現在村に合う曲をさがしているとおっしゃった事実に対して、募集をしたら意見も要望もなかったと。合うような曲を探したが、村に合った曲が見つからないため、現在の時報は、先ほど村長が申し上げた理由を並べて、それでいきたいという考えを広報にでも載せればいいのかと、なぜそれが1年半、2年近くもできなかったのかなというのを私は訴えているわけでありまして、質問に対する対応がなされていない。これは私だけの質問でなくて、他の方の質問に対しても、再三そうであったというふうに感じるのは私だけでしょうか。

この場で質問した後に、再度、他の場で同じよう指摘をして、3度、4度言って、ようやくといった事例もあったように思いますので、そういった対応をしっかりといただきたい。継続するならするで、そういった答えをはっきり打ち出していただきたいと。

ただ先ほども申し上げましたが、村長の目の前で、5年生から中学3年生までの子ども達が反対の手をあげた事実をお忘れにならないようにしていただきたいなと思います。

○議長（武石善治） 村長、答弁ありますか。

（小林宏農村長「ありません」と呼ぶ）

○議長（武石善治） 3番。

○3番（長井直人） そういった意向を村民にしっかり伝えていただけることだと、いうふうに感じておりますので、早急によりしくお願いしたいというふうに思っております。

それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

村長の公約にもある、村の空き家対策についてお伺いいたします。前回の一般質問でも触れておりますが、我が村の空き家の現状について、村当局がどの程度把握しているのか、今一度明確にお知らせいただきたいと思っております。これがまず1点目。というのも、自らの公約に掲げ、みごと村政を担ったわりには、19年度に何ら取り組む動きがなく、20年度にようやく空き家の数を把握したに過ぎない現状であるという現実を再度確認したいと思ったからであります。

そもそも、公約に掲げたということは、ある程度のビジョンがあり、自分なりの考えや公算があったはずで、もし就任1年目から積極的に取り組んでいた

ならば、現在の不況による首都圏の離職者や住宅のない方たちを対象とした村の農林業発展のための雇用や定住、殺伐とした都会から緑あふれる田舎暮らしへの受け入れ先としてPRすることもできたのではないのでしょうか。

そこで2点目は、今一度村長の考える空き家対策について、今後の動きや展開、方向性も交えてご説明願いたいと思います。

現在、秋田県においても様々な取り組みが行われております。その中で、私がぜひ参考にさせていただきたいと思っているのが、仙北市の取り組みであります。ご存知でしょうか。合併後に頑張る地方応援プログラムに応募しスタートした定住対策で、他の二つのプロジェクトと連携したもので、立地や条件は我が村とは異なりますが、目指すべき空き家対策と、今、県振興局とともに取り組んでいるスローツーリズムについても、とても参考になり得る事業であると感じております。ぜひとも情報交換をしながら、我が村が単独村として頑張っていける基盤を確立していただきたいと思っています。

そこで、私の考える村の特徴を活かした空き家対策について少しばかり触れさせていただきます。まず第1に、現在確認されている空き家の所在と持ち主とその連絡先、村内に在住する親族をリストアップし登録いたします。次に、その方々に村の方針と考えを説明し、譲渡、売却、賃貸として今後どのように使いたいのか意思確認を取り登録いたします。

村に専門の担当課や担当者を置き、村が窓口となり、それぞれの要望に合った対応をしながら必要なプランに沿って利用させていただくシステムを構築いたします。空き家情報はインターネットや、場合によっては全国の田舎物件の取り扱い業者または雑誌や新聞等で公開して移住者を呼びかけます。ここで大事なのは所有者とのつながりで、1軒1軒尋ね許可をもらい協力していただく必要があります。

問題はその後です。移住者への呼びかけと同時に村の良さをPRしていただかなければなりません。他地域との差別が必要になりますので、ここが一番大切なところであります。村のPRはもちろんですが、四季折々に体験できる田舎ならではの恵みと各地区の伝統行事、田舎生活の体験、農林業体験等、まさに今、県振興局と推し進めるスローツーリズムを生かしたPRによって村へ移住、定住へと結びつけていくアクションであります。空き家見学もツアーに入れ、価格帯までも具体的に表示するのもいいでしょう。当然、村の基幹産業でもある農林業の担い手として研修や定住という形でもいいのではないのでしょうか。その対策として上げるのが2つございます。

1つは、村の地域性を活かしたワーキングホリデーであります。作業内容や受け入れ時期など、短期、長期、様々なプランを準備しながら空き家で無料ないしは低価格で自炊をしながら農林業体験や担い手として研修ができるシステ

ムであります。我が村の事業者にとって、指導するわずらしさはあっても、作業する人材を得るという点では効果があると思います。時給制でもいいですし、無料にしてそのかわり収穫したものを味わいながら作業の実感を得るというのもいいと思います。いろいろな形で対応可能と考えますので、空き家の有効利用としてもいかがでしょうか。

もう1つは、これも村の特色を活かしたふるさとワークステイであります。これは上小阿仁村地域体験プログラムとして、農家の収穫、山菜取り、林業体験、伝統行事体験、古民家、空き家改修のボランティア、雪国体験と称して、上の岱のスキーや1人ぐらしのお年寄りや老人世帯の除雪や屋根の雪下ろし体験といった、自分の趣味や楽しみボランティアや新しい体験への好奇心を誘うようなバラエティーに富んだプログラムを準備し、空き家に宿泊しながら短期、中長期にわたって村を体験してもらう企画です。

人口減によって担い手がなくなった業種や集落を、体験希望者の手を借りて復活、再生していこうという、限界集落を元気にしようという企画でもあります。いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただ今、長井議員から非常に示唆に富むご提案がございました。私どもがこれからやっっていこうとする意味におきましては、非常にオーバーラップする部分もございますので、そうした意味の具体的提案に対しては心から評価申し上げます。

さて、私どもがこれから具体的にやっっていく、準備を整えている事項についてお話し申し上げます。

まず、空き家の現状についてでございますが、昨年調査いたしましたところ、村内の空き家は、大体80戸でありまして、正月、彼岸、大型連休、お盆などに帰省で利用する方、親族の方、年に1、2回または2、3年に1回利用されている方が33戸。ここ数年利用されていない家屋や、負債など差し押さえにより放置されている家屋が19戸。家屋の利用状況などが不明な家屋や店舗が28戸。これが今、位置付けられる内容のもの総体でございます。

空き家の状態は住まなくなってから相当な期間がたっているものは、老朽が著しくて崩れかかっているものも散見され、危険な状態になっておりますのが、個人の所有物を勝手に処分することができないうえ、未相続状態の場合だと、相続登記に相当な費用と時間を要するため、処理を更に困難なものにしているというのが現状でございます。

一方、外見が古くても中がしっかりしている家屋もございまして、そういう点から、今後本人からの申し出による利活用をも行っていきたいと考えてお

ります。問題は税の滞納でもって、それを場合によってはそういうものを村に寄附したらどうかということも、交渉対象にしたらいいのではないかというふうな検討もしておる状況でございます。何事も私権に関するもの問題があり、相続上の非常に込み入った状況もございますので、この問題に関しては、プライバシー問題も含めて非常にデリケートな部分がございますので、過不足のないようにこれに対処してまいりたいと考えております。

さて、私が考える空き家対策についてでございますが、村内の空き家対策につきましては、3月の広報で上小阿仁村空き家情報登録制度の公募を開始いたしまして、4月以降の村ホームページに順次掲載しながら賃貸及び譲渡などの情報を提供する予定でおります。同制度の積極的活用をお願いしたいと考えている次第でございます。

なお、村では情報提供までといたしまして、私ども行うのは、この情報提供までとし、リフォームや契約等につきましては、社団法人秋田県住宅建築取引協会大館鹿角支部に依頼したいと考えております。

さて、村の特徴を活かした空き家対策についてでございますが、村内での空き家管理は親族、知人、委託している方が見られるわけではありますが、これは受け皿となる事業者がいないため、やむを得ず管理しているものと考えられまして、主に冬囲いや雪下ろしなどと思われまます。村では、管理人不在の家屋が、保守管理することにより老朽による劣化を未然防止し修繕などの対応が可能になり、定期的な清掃などを組み込むことにより帰省などでもすぐに利用できるシステムを構築し、将来グリーンツーリズムなどの体験居住で使用する家屋管理や2地区居住での管理が見込まれることを期待しております。現在、村の商工会と連携し、受け皿作りを協議しているところでありまして、新たな雇用創出と位置付けて検討してまいる所存でございます。

定住奨励金等では、県内の各市町で既に実施している交付金事業で、転入者が新たに住宅を建築または中古住宅を取得したい場合、5年間の定住を条件に3年間固定資産税相当分を奨励金として交付しており、当村でも導入を前向きに検討している状況でございます。また、中古住宅購入などでリフォームが必要な場合は、村内業者及び村内産秋田杉を活用した改装などに定額の助成制度の交付も検討しているところでございます。いずれせよ、商工会と積極的に連絡をとりながら、この問題の解決に努力してまいりたいと考えている次第でございます。

以上。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） ありがとうございます。ということで、やはり現状確認の段階までしか至っていないと、今後の方針はたくさんあったわけではあり

ますが、現状への対応のみに留まっているのではないのかなというふうに感じました。本来、公約として掲げられ、また、空き家対策等と銘打っているのであれば、単に空き家を減らすとか、そういった方向だけではなくて、その空き家を利用するための制度として打ち出しているのではないのかなというふうに捉えていたわけですが、なかなか個人の物件でありながら、また、プライベートに係わるということと、踏み込めないでいるところがあると思いますが、これまでは行政が本腰をあげてそれぞれの家を回るなり、個々の状況を調べ上げ対応していくしかないのではないのかなというふうに思います。村内の空き家対策として、その空き家を有効利用していくためには、そういった行政のスタイルを構築していかないことには、改善していかないのではないのかなというふうに感じます。

当然、所有者がいなくなってしまうからでは手をつけられない現状になってしまう場合もありますので、今、せっかく現状確認をされたのであれば、それをさらに一歩進めて空き家を有効利用できるような施策を検討して、役場が主体となって動いていただかないことにはこういった政策も進まないと思います。当然、民間に、例えば商工会が上げられていきましたが、民間に協力していただく場合においても、やはり役場の担当者を重要視してそこがイニシアチブをとって運営していただく、または進めていただかないことには、こればかりは進むものも進まないのではないのかなというふうに感じますので、ぜひともそういった点も、もう2年たっておりますので、早急に対応していただければと、これはやって損はない、やるべきであろうことだと思いますので、ぜひとも進めていただきたいものであると考えますのでお願いいたします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただ今、いろいろ具体的なご提案ありましたことを参考にいたしまして、鋭意努力してこちらの問題の解決に取り組みたいと考えております。

以上。

○議長（武石善治） 3番さんにお尋ねいたします。区切りのいいところで空き家対策を、もし、再三質問があれば……、いいですか。

それでは、時間がちょっとあるわけですが、3番目に入ってからだと途中でやめなければならないので、午後からということで理解願いたいと思います。10分ほどありますが、お昼にしたいと思います。休憩したいと思います。1時から3番の質問を再開したいと思います。

11時50分 休憩

13時00分 再開

○議長（武石善治） 午前中に引き続き再開いたします。

午前中に引き続き、3番 長井君の一般質問を再開いたします。3番 長井君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） それでは、引き続きまして3つ目の質問に入らせていただきます。

将来を見据えた我が村の雇用対策についてであります。我が村の現状についてはいうまでもなく、村内外の事業所の廃業による求職者が数多く出ております。また、村内、村外の通勤圏内に職を求める若者や、僅かな稼ぎ先や軽作業を求める中高年まで、把握しきれない程の多くの方が職を求めています。これは我が村に限ったことではなく、秋田県内を見ても同様であります。

これまで本県に進出した企業の多くは、安い人件費により採算ベースを確保する下請け的業種が多く、これは雇用の場の確保が最優先され、企業の誘致に質的な面をある程度犠牲にしてきたものと思われます。しかしながら、近年の新興国の経済的台頭と、背景に、大手国内メーカーはそうした労働集約的な生産工程を国外にシフトさせているのが現状であります。この不況下でその流れが加速することはないにしても、地方企業の労働集約的な事業は今後ますます厳しくなっていくであろうし、雇用創出のための新たな企業誘致も更に難しくなっていくと思われます。

21世紀産業のキーワードは、環境、エネルギー、食糧の3つと言われております。これら3つをうまく組み合わせて村の発展へと結びつけていけたなら、我が村の将来にも光明が見えてくると考えます。

環境、エコとは自然、森林を大切にすることであり、そこから生れるエネルギー、バイオエネルギーを有効活用しながら環境にやさしい自然を活かした食糧、農業を生産していく、村全体がエコ・バイオ・ファームとなることこそが我が村の目指すべき姿ではないかと私は考えております。なぜなら、この3つの分野においては、村のみならず各種団体、企業、事業主、個人に至るまで、ありとあらゆる補助制度が充実しているからであります。こうした制度に明るい行政が窓口となり、補助制度を活かした産業振興と雇用対策を推し進めていくべきではないでしょうか。

かつて農林水産省、経済産業省が推し進めたバイオマスタウン構想、この中で我が村も参入に名乗りをあげた経緯があります。ご存知のとおり木質バイオマスペレット工場、これに関する構想であります。議員になって痛感したのですが、村の村民に対する情報公開と事業説明の不十分さであります。これに関しては、今後の行政運営においても、小林村長にも十分ご注意していただき

たいと思っております。

現在ではバイオエネルギーの開発は、世界各国が注力しており、我が国においても例外ではありません。もしもあの時、我が村がペレット工場を導入していたなら、北秋田市に導入されたバイオエタノール、この話しも我が村に来ていたかもしれません。また、それに付随して杉皮の粉末 100 パーセントを使ったバイオマスプラスチック、これの製造工場についても、上小阿仁村バイオマスタウンとしての導入、誘致の可能性も開けていたかもしれません。村の特徴を活かした産業、雇用の充実につながるものも、こういった内容ただだけに残念に思っております。

前回の一般質問でも触れましたが、我が村が単独村として生き残るためには、村を中心とした農林業、商工業の連携を強化し一体化を図りながら育成していくことこそが急務であると考えます。現在の村は、役場内において意思の疎通がなく、活気もない状況にあります。農林業では従事者の高齢化が進み、後継者が不足している現状。商工業においても同様に経営者の高齢化と景気の悪化、流通の変化による経営力の衰退が急速に進んでいる状態であります。

ここで、我が村の現在の取り組みについて触れさせていただきます。

現在、野外センターで行われているミニ野菜の試験栽培についてですが、最近新聞紙上にも取り上げられ、村の新たな特産品として栽培を本格化させたい意向のようではありますが、どうでしょうか。

議会中に、この事業についての特産化を進める上でのプランニングについて質問し、計画書や事業説明書の提出を求めたが提出されておりません。口答で受けた説明すら漠然としたものだった。そもそも、村長自身もこのプランニングを熟知しているのかどうか伺いたいと思います。

というのも、後の結論につながるわけではありますが、ご存知かどうかわかりませんが、このミニ野菜の産地造りを、既に平成 13 年から取り組んでいる地域、団体もございます。そこではエコファーマーの認定を受け、エコミニ野菜として生産販売をしております。また、埼玉県の熊谷市でも平成 17 年から取り組み、ミニくま野菜として商標登録をして特産化しております。ほかにもホテルから直接シェフが畑に買い付けに来て、野菜の味を見ながら注文をしていく産地もございます。

このように既に取り組んで成功している事例が多々あるということで、我が村が特別特化しているというわけではございません。生産するのは誰でも出来るわけではありますが、しかしながら、特産化するということは、生産指導はもちろんそれ以上に農協以外の市場等の出荷ルートの開拓、県内外のスーパー等への直接卸しやネット販売等、その販売ルートの拡大、維持こそが大事であり、当局がそこまでの計画性をもってこの事業に当たっているのかというこ

とを今一度ご確認したいと思います。

口先の宣伝だけでは困ります。生産者を育成していく上でのきちんとしたプランと責任をもって事業に望んでいただきたいと、今一度お願い申し上げます。

あえてここで前述の事業について触れたのは、現状では企業の誘致は非常に難しく、そうやすやすと望めません。こうした中で、我が村の基幹産業である農林業を基盤として育成していくことこそが、村の将来のためになると考えるからであります。

方向性としては、先の空き家対策でも触れましたが、まだまだいろいろな方法もあると思われます。今村がとるべき道、有効な雇用対策としての結論は、基幹産業である農林業において村が一つの事業体となり村民を雇用し統括、育成していくことこそが、村が独立村として生き残っていく手段であると思っております。

村内の農作物の生産量、品質管理、販売ルートまで、村が管理し統括する。これまで個人、一部の生産者のまとまりでしかなかったもの、これを行政が全面的にバックアップすることで生産性を向上させ、品質を向上させていくために事業体の中で分業制を確立し、個々で市場や農協へ出すよりも計画的に、また、大量に取り扱うことでメリットも膨らむはずであります。

林業においても、村の特色を生かしたより高品質の秋田杉を育て、村内産の杉をブランド化し特産化するためにも、森林の整備事業は欠かせないと考えております。しかしながら、村内の林業従事者も先に触れたように高齢化が進んでおり、後継者も少なく、林業に従事する若者すら少なくなっている状況であります。木材価格も低迷しており、伐採自体も控えられている現状で林業事業者も大変厳しいところであります。

行政が介入し、緑の担い手を育てるこそが、林業の村として我が村のあるべき姿であると考えているところであります。

事業者、従事者と対話をしながら、高品質の製品の製造と販路の拡大、事業そのものの育成と生産者、後継者の育成を、計画性をもって管理、統括していくべきであると提案させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） ただ今、非常に具体性のあるご提案をいただき、非常に感無量でございます。将来を見据えた村の雇用対策ということでございますけれども、少しばかり村の現状についてご説明申し上げます。

村関係の求職者数というのは、行政報告でも申し上げましたとおり2月25日現在のハローワーク調べにおきましても、男性22名、女性16名、計38名となっております。就職改善が進んでいないという状況が続いております。

村では雇用対策といたしまして、生活対策臨時交付金事業といたしまして、委託事業及び直接雇用で約 28 名の雇用者確保を予定しておりますが、直接雇用につきましては、3 月 3 日から 3 月 18 日までの期間で募集しております。

さて、この補助金を活かした産業振興と雇用対策でございますが、産業振興のみならず、事業を進める上で補助制度の活用は必要不可欠と考えております。現在、雇用関係の助成事業といたしまして、厚生労働省では、ふるさと雇用再生緊急雇用創出事業が平成 21 年度から 23 年度までの 3 年を期間として実施することになっております。

この事業は、県が国から交付金を受けて基金造成し、雇用対策事業を実施する市町村に対して補助金として支給する、ふるさと雇用再生特別交付金事業と、もう一つは緊急雇用創造事業の 2 種類ございます。ふるさと雇用再生特別交付金交付金事業は、村から民間への委託事業のみであります。正規職員として継続雇用により安定的な雇用機会を創出するものではございません。このところが大事であります。一過性のものであります。また緊急雇用創造事業は 6 カ月未満の期間での非正規職員の短期雇用が対象となっておりますが、村直接雇用と民間委託事業が可能であります。

村で平成 21 年度事業として、ふるさと雇用再生特別交付金対象が 1 件、緊急雇用創出事業対象 3 件、現在申請しているところでございます。21 年度内事業追加も可能ですので、今後とも対応可能な事業を精査して、雇用対策に活かしていく考えでございます。ここまでは、雇用対策でございます。

さて、商、工、農、林業の育成についてでございます。商工業の衰退は、事業者の経営のみならず、村民生活にとっても重要な影響を与えることになっております。また農林業は村の基幹産業であり、農業情勢いかんによっては村全体の経済状況にも相当大きな影響を与えます。

農林商工の全てが活力ある産業であることが、今後とも単独村として生き長らえる条件であることは申し上げるまでもございません。

2 月 25 日に、上小阿仁村秋田杉活用構想検討委員会を設立いたしました。県振興局、村及び商工会、観光協会が一体となって準備を進め、設立に至ったものでございます。委員会は村民 11 名で構成され、2 つの専門部会をもって産業振興とスローツーリズムの推進を図るものとして、林業経営方針から加工までの検討と、秋田杉をシンボルとして農、林、商、工、文化等を包括した滞在型観光を目指すためのビジョンを作成する計画でございますので、これは 1 年、時間をかけて、村民の皆様のご支援をお願いする次第となっております。

しかし、こういうような委員会が、協議会が立ち上げられたとしても、これが最終的な答申を出すまで村が何もしないということではございませんで、パラレル、平行していろいろな施策を講じてまいりたいということでございます。

さて、最終的に村の特別雇用対策とは何かというご質問でございますけれども、これは確かに雇用対策というのは、いわば職場を創設する対策でございます。これは、今まで様々な方式を通じて試みてはまいりましたけれども、なかなか、少なくとも私が感じているほどに満足な結果は出ていないのが現状でございます。

申すまでもございませませんが、雇用を創出するためには企業誘致が一番手っ取り早いことでございますけれども、これは相手のあることございまして、なかなか思うようにはまいりません。まずインフラの整備が必要でございますので、光ファイバーの導入について前向きな検討をしようということで、協議会も設立されたところでございます。

さて、企業誘致と並びまして中央の様々な施設で、中央において置く必然性のないものを組織的に地方に、いわば持ってくる方式、これは昔から私ども提唱していることでございますけれども、これを中央に行った場所場所の省庁を訪問いたしまして、こちらが説得を試みて現在にいたるわけでございますけれども、総論は賛成でも各論におきましては、まだその予定がないというところで現在成功しておりません。

残るものは何か。これは自分達の、いわば農林、そこの部分で自分達の付加価値の高い物を生産して、そして、市場を拡大していくという方式でございますけれども、これは2年たっているいろいろな施策を講じてきておりますけれども、まだ現在緒についたばかりでございますので、そして今、長井議員がおっしゃいましたような生産から販売、そして管理まで村が全部行うべきであるというお話しでございますけれども、これには、私は、にわかには賛成できません。

このような生産、販売、管理、これは本来ならば私企業中心になって行う問題であります。村は、それに対して側面から支援をするということが常道であります。ところがこれがなかなかうまくいかないことで、何かしら村が主人となって、中心となってやらなければいけないような雰囲気がございますけれども、これに対して私は非常に慎重でございます。

こういうことは、国のレベルでは行われていない。国が行うことはいろいろな民間の提案に基づいて国が資金を出すとか、あるいはそういうことに限定されております。もちろん、物を売り出すために、諸外国においては大統領とかあるいはプリンスとか王子とか、皇位継承者とか、そういう者が、スウェーデンとかイギリスでもそうでありますが、例えば、ミサイルを販売するとか、武器を販売するとかいろいろところで、そういう首相、大統領そして王様とかそういう者がいて売込みを図っていく。日本はそれほどでもないという、そういういろいろなスタイルは違いますが、現在までに全部生産、販売、管理しているというのは、共産主義国以外にはございません。ですから、そういう

ことまでも村に全て要求するという事は、必ずしも正しくない。我々は、我々なりに努力いたしますけれども、本来、私企業が行うべき全てを我々がやるようなことは、共産主義体制は実現するつもりはございません。

誤解のないように、これだけは申し上げておきます。ただ側面からいろいろな意味で支援する体制は作ろうと考えて、それなりに努力はしておりますけれども、今まだ現在見るべき成果を上げていないというのが現状でございます。だから、口先だけの宣伝をしているのだなどということ、長井議員はおっしゃりたいのでしょうけれども、それは、ほどほどにご評価いただきたいと考えております。

以上。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 言葉がきつかったようですので、最後になりましたが、肝心の宣伝に対するお答えがなされていなくて、現在のミニ野菜の取り組みですが、これに関して、村長はどの程度そのプランニングを理解されているのか、その辺のところと将来構想を、今一度お伺いしたいと思います。これは予断ですが、村長の意見に対しまして、まずこれに対して一過性のものであるということで、確かに今回の雇用対策の補助金の用途に関しても、いまだに納得いかなないところも若干ございます。

一過性のものであっても、ないよりは、現状では大変いいことであるというふうに考えております。しかしながら、できれば継続的な雇用、継続的な産業のために使うべきものでもあるだろうと考えますので、そういった方向性を踏まえて、やはり検討していただかないことには村の将来のためにはつながっていかないのではないのかなと、先ほどの2つ目の質問にもありましたが、同じ補助金の枠の中でも、使い方次第でそういった発展的なものに成功している事例もあるわけでありまして。

やはり、その活かし方というのは、その団体団体、地方地方で変わってくると思いますが、そういった構想をもって望むことこそが大事ではあるのではないのかなと感じますので、その辺はご理解いただきたいと、そういうふうに考えております。これは全協の時にも若干似たような形で進めてはおりますが。

また、2月25日に立ち上げた協議会、これに関しても若干の苦言を申し上げておきたいと思っております。これは村長もご存知のこととは思いますが、これまでもいろんな事業が行われてきております、我が村でも。しかしながら、補助が出ているうちはある程度の機能をしている。それなりの方向性をもって頑張っただけでも、補助が切れた時点でまたは自分達で運営していかなければならなくなってきた時点で、その進むべく道を見失った事例が多々あるのではないのかなというふうに感じております。これに関しても、やはりせつかくこのような形

で将来を見据えて立ち上げたのですから、責任をもって継続していただけるように注力してご指導いただきたいというふうに思っております。

また、企業誘致に関しては、誘致企業さんのために高度情報化を推進する、インターネット事業を推進するというふうにおっしゃいますが、景気が上向きだった数カ月前、景気が下降修正されたそれまでの間でも、村に限らずいろいろな自治体で企業を誘致したいがためにこういった整備をして、光ファイバーばかりではなく上下水道、そういったものまでも整備しながら、その後は受け入れ先が来るだけと、そういった状態のところさえ企業の誘致は難しい状態だったと思います。それが中央でも景気が下方修正され、現在のような不況の状況の中でいまさら整備をしたところで、我が村に来るところはあるのでしょうか。当然、あきらめてはいけないことではあります。しかしながら、その倍率は非常に甘い。その現実も見ていただきたい、いうふうに思うところであります。

また、村長が常日頃おっしゃっておられますが、企業は自助努力しなければならないということで先ほどの回答があると理解しておりますが、しかしながら、私の提案はあくまで村の基幹産業である農林業に関してであります。これは、農林業は一般の企業と違いまして非常に補助制度が充実しております。ここには村長のいう論理がどの程度反映されているか、非常に微妙なところではあります。私が議員になってこれまで視察したいくつかの自治体での特産化の成功例をあげて見ますと、やはり行政担当者が生き生きと自分達の成功事例を説明してくださいます。それはやはり行政として責任をもってその事業を推進した結果またはそういった気持ちの表れではないのかなというふうに感じております。

確かに、個人や団体が成功している事例も多々あります。しかしながら、そういったノウハウを持っているのは全ての団体、全ての事業主ではありません。当然これは努力しなければならないことではあります。しかしながら、村が進める特産化または特産品として、または基幹産業として育成していくのであれば、やはり村がもっと介入をしてそういった助けをしてあげるべきではないのかなというふうに感じておりますのであえて言わせていただきました。

先ほど触れましたが、特に農林業については、行政からあげていること、個人であげていること多々ございますが、これは一般の商工業者と比べますとかなりの面で優遇されていると思います。これまでは国の政策であり、また、ものの違うことではありますので、その格差についてのべるわけではありませんが、なぜ、国が、県が、村がそこまで補助を出すか。それだけ大事な業種であるということではないのでしょうか。村が独立村として生き残っていくのであれば、やはりそうしたものを伸ばしていくつもりがあるのであれば、行政も

もっと真剣に介入していただきたいなというふうに感じておりますので、今一度お願い申し上げます。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 様々のご提案を、非常に参考になるところでございます。

その中で、ちょっと私、まことにそのとおりでと思う部分がございます。例えば、様々な意味での補助金がございますして、環境をきれいにする花いっぱい運動とか、そういうものがいろいろございまして、今各集落に配分されているものがございましてけれども、そこで行われているものが一過性の1年草だけを補助がある間だけ植え付けてきれいに見せて、そして補助がなくなればこれが全部終わるといふ、これは私から言わせると、まことにけしからんやりかたであって、もう少し多年草でも植えて補助が終わった後からでもちゃんと残るようなシステムでやった方がいいと、私は口をすっぱく言っていますけれども、私が就任する前からの事案であって、もうそれは決まったことだから、これで最初から最後まで終わらざるを得ないというような説明も受けております。

だから、行政の部分でいろいろとそういう点をよく配慮しながら配分してやるようなシステムを構築するのが非常に重要であります。ところが、行政ばかりが口を出しまして、これは間違っているからあせと、各部落に命令するような方針で行われると、いわゆるできるものもできなくなるという。だから、そのさじかげんが非常に難しい問題であります。だから、結果論としては、補助金があるうちは花が咲くけれども、補助金がなくなったら花も咲かなくなったという、これは非常にいけないことですから、少なくとも私が就任した後にはそういうことがないように修正してまいりたいと考えております。

しかし、そういうことが、では村の介入に該当するのかと、介入なのかどうなのか。私は、公的なものはでき得る限り私的な活動に介入しないという原則は堅持しなければいけない。介入しないことによって真剣にやっていないというふうに言うならば、それは、言う方が間違いであります。

だから、私は介入せずにでき得る限り関係者が自発的にいいアイデアを出して、そして申請書を提出して、そして村がそれに対してOKを与えるようなシステムが、何かしら制度的にそういうことにできれば、いわばそういう点ではいい方向が出るのではないかというようなことは感じてはおりますが、これはこういう制度的なものとして役場の内部で考えて、また、様々な審議会の中でご協議いただきながら、そういうシステムを開発してまいらなければならないと思います。

さて、光ファイバーのところでありましたが、景気のいい時は光ファイバーよし、景気が悪い時には光ファイバーをやってもいいことにはならないのではな

いかという危惧は出てまいりますから、危惧は、これはお宅さんのご自由で、
どういう危惧が与えられても結構ですけれども、私は光ファイバーを導入しな
ければ、これは次世代に対する安定性に欠くことになるのではないかと考えて
おりますので、皆様のご賛同を得てぜひこの光ファイバーは導入したいと考
えております。導入したけれども、企業がこなかったらおまえの責任どうなる
かと、まあ、その時に聞いてください。それなりのお答えは私も備えておきま
すから。

それからもう1つ、ペレット問題を非常に造詣の深いご説明ありましたけれ
ども、私の記憶では、あのペレット問題というのは、前政権がいろいろと補助
金をもらって、千何百万からのコンサルタント料まで払いまして、そして、そ
れに見合うような報告書を提出させております。それを私自身、当時、政権に
携わっていなかったですけれども、最初から最後まで精査して検討いたしました。
事実に反するようないろいろな報告もあり、提案も間違いが多いし、客観的な
報告書になじまないような非常に瑕疵のある内容でありました。

そういう前提条件の中で、ペレットの様々な、やまふじ温泉のそういう買換
えもあり、そのほかに15億になんなんとする補助の申請までして、NEDO(ネ
ド)に申請を出しました。幸いなことに、これは却下されました。私は非常
によかったと考えております。現在のペレット方式というのは、これは非常に付
加価値の高い物を生産して、その場で端材が出て、長いところは動かさないで
そしてペレットを生産する場合のみ、いままで30幾つあるものの中で数箇所だ
け、ようやくかろうじて黒字になっている場合です。それらは、ほとんどが赤
字で、これをやったとしてもほとんどが存続できておりません。

これは私自身も、そのことに関しては調べました。だからペレットを本当に、
だから、県の役人なんかに乗せられて、それをやってしまったら後で借金だけ
が残って、雇用は一つか二つぐらい出て、それで後は赤字だけが続く危険性が
大いにあった。幸いにしてNEDOは、私ども申請、この村の申請を却下して
実現しなかった。私はそれを非常に喜んでいます。今だったら75億円ぐらいの
借金になっていたはずです。だから私自身は、それがなかったことを非常に安堵
して胸をなでおろしている状況であります。

ペレットはそんなに甘いものではございません。何か反論でもあったらぜひ
出してください。場合によってはやるかもしれません。私も。貴方の説が非常
によければ。

以上。

○議長(武石善治) 3番 長井君。

○3番(長井直人) 非常に熱弁を振るっていただきまして、ありがとうございました。

しかしながら、ペレットに関しては1つ前の質問でございましたので、それについては私の方も、だいたい控えさせていただきたいということですが、せっかくその最初の時からの報告書があるということですので、ぜひとも拝見したいと思いますので、資料をいただければ勉強させていただきたいと思います。

それはさておきまして、先ほども申し上げた肝心のミニ野菜の方に、そちらの方の説明が一切まだされていないので、次また産業課で最後に伺いたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）課長でなくて村長がどの程度把握されているのかということで質問していますので、村長の口からお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど、花いっぱい運動の例を上げまして、行政ばかり先導してもだめだというようなこととお話しいただきましたが、でも行政が、ニュアンス的には難しいんですが、行政が中心になっていくということは、行政だけが頑張る必要はないと思います。やはり対象になる方々、公務員であれば公務員と対話をしながら、そのまとめ役になって頑張りたいと言っているわけであって、何も行政が一括して背負う必要はないと思いますので、言葉じりはあれですけれども、介入というのは、当然話し合いに入って話しのまとめをするのも介入のうち、当然進めていくのも介入であります。ただ勘違いされては困るのは、農林業に関して特にそういうこととお話ししておりますが、これはやはり村の基幹産業であると、これは村長も常々おっしゃっておられます。そうであれば、それを伸ばして独立村としていくのであれば、やはりそういったところで村がある程度の主導権を握って育成していかなければならないのではないのかなど。では事業者が頑張っているから基幹産業なのかと、そうではないはずであります。そのところをよくもう1度ご理解いただければなというふうに感じております。

時間もありませんので、まず言わせていただきますが、そういった形で光ファイバーとも話しもありますが、これは何も導入して誘致企業、それだったら責任をとるとか、そういったことは申し上げません。これは導入以前に意見を言わせていただきますので、これは今回の議案の中にも入っていることでしようし、また、高度情報推進協議会の研修報告もあると思いますので、その場であえて質問させていただきますのでよろしくをお願いします。

最後にミニ野菜の件だけご説明を受けて終わらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。村長からお願いします。

（村長「産業課長にお答えさせます」と呼ぶ）

○議長（武石善治） 暫時休憩します。

13時46分 休憩

13時47分 再開

○議長（武石善治） 再開いたします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） そういう意味での野菜の多様化という宿題を与えまして、具体的な推進は、現在囑託しております田中君に遂行を任せております。様々な意味での報告は受けておりますけれども、予算措置をする意味での参考にしながら、それは情報を受けておりますので、具体的な施策につきましては課長に報告させることにいたします。

○議長（武石善治） 3番。

○3番（長井直人） これに関しては予算組み、まず去年もされていますね。12月議会でも上がっていましたが、ある程度予算化されて進める上で、やはり当然計画もご確認されて行っていると思いますので、その計画性を村長がどこまでご理解されているのかという質問ですので、村長の理解がその程度であるという認識でよければ、これで終わらせていただきますが、課長からの説明は、またこの後予算審査もありますので、そちらの方で質問させていただきますので、村長の理解度がその程度でいいということによろしいでしょうか。

（小林宏農村長「その程度で結構です」と呼ぶ）

○3番（長井直人） 行政が特産化を目指して頑張っていることに対して、村長の理解度がその程度ということで、本当にそれでよろしいですか。

終わります。

○議長（武石善治） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

13時49分 休憩